

奈良輪小学校区放課後児童クラブ
設置・運営事業者 募集要項

令和5年6月
袖ヶ浦市

【 目 次 】

1	募集の趣旨	1
2	募集地域（小学校区）及び定員	1
3	募集の概要	1
4	運営場所の確保	2
5	設置・運営事業者が行う業務の範囲	2
6	事業収支に関する事項	3
7	運営に係る職員について	4
8	募集及び選定スケジュール	4
9	募集に関する事項	5
10	審査及び選定に関する事項	7
11	選定結果の通知及び運営開始の手續等	8
12	情報の公開	9
13	添付資料	9
14	その他	9
15	問い合わせ先	10

1 募集の趣旨

袖ヶ浦市（以下「市」という。）では、袖ヶ浦駅海側地区の開発により、児童数が増加傾向にある奈良輪小学校区において、放課後等に保護者が就労等で家庭にいない児童の増加が見込まれることから、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する放課後児童健全育成事業として、令和6年度から放課後の適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、奈良輪小学校区にて新たに放課後児童クラブを設置・運営する事業者を募集します。

市では、目的の達成に向けて、児童及びその保護者にとって安全・安心な居場所であり、同放課後児童クラブを利用することにより、子どもたちがすこやかに成長・発達する施設運営を期待します。

※放課後児童健全育成事業は、「児童福祉法」、「放課後児童クラブ運営方針（厚生労働省作成）」及び「袖ヶ浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第17号。以下「基準条例」という。）」に規定する基準、その他今後国において改正される法令等の基準を満たす必要があります。

2 募集地域（小学校区）及び定員

次の小学校区において、募集します。

募集地域（校区）	募集クラブ数	利用定員（1クラブあたり）
奈良輪小学校区	2クラブ	40名以上/日

※ 同一事業者が2クラブ整備することも可能ですが、審査の結果1クラブ分のみの選定となることがありますので、ご注意ください。

※ 定員は、専用区画の面積等を十分考慮し、設定してください。

※ 登録児童数に応じて補助金額が異なります。

（6 事業収支に関する事項、（1）収支の考え方、ア 収入、（ア）補助金を参照）

3 募集の概要

（1）運営場所

事業者が提案する奈良輪小学校に近接する場所

※徒歩の場合は、概ね半径1km以内とする。ただし、バス等による送迎の場合は、概ね半径2km以内とする。

（2）運営開始時期

令和6年4月1日

（3）募集及び選定の方式

公募型提案方式で設置・運営事業者を選定します。市職員により、審査基準に基づき、書類審査を行います。また、必要に応じて面接審査等を行います。

（4）選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、市ホームページ（<https://www.city.sodegaura.lg.jp/>）への掲載等により公表します。

(5) 設置・運営事業者との調整

市は、選定した設置・運営事業者と細目協議を行い、運営開始に向けて調整を図ります。

(6) 問い合わせ先

袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課子育て環境推進班

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

電話 0438-62-3286

FAX 0438-62-3877

メール sode15@city.sodegaura.chiba.jp

4 運営場所の確保

(1) 実施施設

次の条件を満たす施設が確保されていることとします。

ア 奈良輪小学校に近接する場所に設置されている施設であり、昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものであること。ただし、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物のうち耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済みのものも含める。

※ 賃貸借物件で事業を実施する場合、運営場所の賃貸借契約が成立していなくても応募は可能ですが、設置・運営事業者として決定後は、速やかに建物所有者と賃貸借契約を締結してください。

イ 建築基準法、児童福祉法、都市計画法及び消防法等を遵守すること。

(2) 専用区画の設置【基準条例第9条】

ア 専用区画とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた部屋又は間仕切り等で区切られたスペースをいいます。なお、利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所であることが必要であるため、事務室、トイレ等は含みません。

イ 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上となります。

5 設置・運営事業者が行う業務の範囲

(1) 開所時間及び開所日【基準条例第18条】

ア 開所時間及び開所日については、児童の保護者の就労時間や小学校の授業の終了時刻及び休業日、その他の状況等を考慮して定めるものとします。

イ 開所時間については、小学校の授業の休業日は1日8時間以上、休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とします。

ウ 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数や小学校の授業の休業日、その他の状況等を考慮して定めるものとします。

エ 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを行うこととします。

(2) 小学校等との連携【基準条例第20条】

市（教育委員会含む）・児童福祉施設・利用者の通学する小学校等の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たってください。なお、入所する児童については、予め小学校のほか保育所、幼稚園等との情報交換や情報共有を密にしておくようにしてください。

(3) 帳簿の整備【基準条例第15条】

職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備してください。

(4) 苦情処理【基準条例第17条】

支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じてください。

(5) 秘密保持等【基準条例第16条】

ア 支援員等の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らさないようにしてください。

イ 事業者は支援員等だった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らすことがないように、必要な対策を講じてください。

(6) 非常災害対策【基準条例第6条】

ア 軽便消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対する不断の注意と訓練をするよう努めてください。

イ 避難及び消火に関する訓練は、定期的に行うようにしてください。

ウ 地震その他の非常災害に備え、放課後児童健全育成事業の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めてください。

(7) 事故発生時の対応について【基準条例第21条】

ア 利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、市へ報告してください。

イ 利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うようにしてください。

6 事業収支に関する事項

(1) 収支の考え方

ア 収入

(ア) 補助金

袖ヶ浦市放課後児童クラブ運営費等補助金交付要綱の規定に基づき、運営事業者の申請に対し、市から補助金を交付します。補助金の交付額は、同要綱別表に定める補助基準額、補助対象経費及び算定基準により算出された額とします。

【参考】開所日数 250 日、年間平均登録児童数 40 人で算定した年額補助

基本額	4,676,000 円
長時間加算	732,000 円（長期休暇等分年間平均時間数 4 時間）
障害児受入	1,956,000 円（1 名以上）
	<u>7,364,000 円</u>

※ その他、開所日数や開所時間、備品（初年度のみ）など加算補助あり。

※ 年間平均登録児童数≠会員数

(イ) 施設運営収入

a 保育料等

利用者の保護者から徴収する入会金及び月額・日額保育料は、設置・運営事業者の収入として取り扱います。ただし、袖ヶ浦市放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員の配置、保育料その他の基準に関する要綱の規定で定める額を上限とします。

b その他の収入

設置・運営事業者は、放課後児童クラブの管理運営業務の枠内で、自らの提案により実施する利用者サービスの向上等に繋がる事業（課外活動等）において、実費相当額を徴収できるものとします。

イ 支出

設置・運営事業者が行う維持管理・運営業務に伴う人件費、光熱水費、外部委託した場合の委託費（警備業務・設備保守点検業務・清掃業務等）、修繕費、保険料、一般管理費その他の全ての経費が含まれます。

(2) 管理口座

本業務に関する事業経費は、団体自体の口座とは別の専用口座で管理してください。

7 運営に係る職員について

(1) 職員配置基準【基準条例第 10 条】

項目	基準
放課後児童 支援員	資格 第 10 条 3 項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県が行う研修を修了したもの。
	配置割合 支援の単位につき、2 人以上配置。1 名を除いて、補助員を代替することも可能。 ※ 20 人未満の小規模クラブについては、専任の放課後児童支援員 1 名と、併設施設の兼務職員 1 名でもかまわない。
補助員	資格不問。

(2) 研修について【基準条例第 8 条】

事業所内においても、児童の健全な育成を図るために、必要な知識及び技能の取得、維持及び向上に努めてください。

8 募集及び選定スケジュール

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1) 手続開始 | 令和5年6月1日(木) |
| (2) 募集要項等の配布期間 | 令和5年6月1日(木)から7月10日(月)まで |
| (3) エントリーシート受付期間 | 令和5年6月1日(木)から7月10日(月)まで |
| (4) 質問受付 | 令和5年6月1日(木)から6月30日(金)まで |
| (5) 質問回答 | 令和5年7月14日(金) |
| (6) 応募書類の提出期限 | 令和5年7月31日(月)まで |
| (7) 書類による選定結果の通知 | 令和5年8月中旬 |

※面接を実施する場合は、以下のとおり

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 面接審査 | 令和5年8月中旬 |
| (2) 選定結果の通知 | 令和5年8月下旬 |

※各スケジュールは、都合により変更する場合があります。

9 募集に関する事項

(1) 応募者の資格

運営期間中、児童福祉事業として利用者の公平な利用の確保と、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体(以下「法人等」という。)とします。個人での申請はできません。

※議員、市長、副市長等については、地方自治法上の請負における兼業禁止と同様の扱いとします。《設置・運営事業者の選定を請負とみなし、地方自治法第92条の2、第142条(法第166条第2項において、準用する場合を含む。)及び第180条の5第6項の規定を準用する。》

(2) 欠格事項

次に該当する法人等は、応募することはできません。

ア 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する法人等

イ 本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札停止等の措置を受けている法人等

ウ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している法人等

エ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当する法人等

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又はそれらの利益となる活動を行なう団体であるとき。
- ② 役員等が、暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。)若しくはこれに準じる者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき、又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどして

いるとき。

(3) 応募方法

ア エントリーシートの提出

まずは、本募集への参加の意思表示として、エントリーシート（様式1）を提出してください。なお、参考として団体概要書（様式5）を添付してください。

イ エントリーシート受付期間

令和5年6月1日（木）から7月10日（月）まで

（土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（郵送可））

ウ 応募書類の提出

エントリーシート提出後、以下の書類を提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(ア) 申請書（様式2）

(イ) 事業計画書（様式3）

(ウ) 団体概要書（様式5）

(エ) 実施施設の位置図

(オ) 実施施設の概要（構造など）

(カ) 実施施設の平面図

(キ) 実施施設等の現況写真

(ク) 収支予算書（様式4）

(ケ) 申請団体の定款、規約又はこれらに類する書類

(コ) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書

(サ) 法人又は法人と同様の納税義務を負う団体にあっては、袖ヶ浦市税（同市税の課税対象でない場合は、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）の納税証明書（直近1年間分）、及び法人税・消費税・地方消費税等の納税証明書（その1（直近1年間分））

(シ) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書（直近3年間分））

(ス) 役員等に関する事項（様式6）

(セ) 宣誓書（様式7）

エ 提出部数

応募書類を（ア）から（セ）の順にファイル等に綴り、4部（内1部は正本）提出してください。（（コ）、（サ）、（セ）は原本を正本に添付し、3部はコピーを添付してください。）

オ 募集要項等の配布

(ア) 配布期間

令和5年6月1日（木）から7月10日（月）まで

(イ) 配布場所

市ホームページ（<https://www.city.sodegaura.lg.jp/>）からダウンロードしてください。

カ 応募書類受付期間

令和5年6月1日（木）から7月31日（月）まで

（※ 午後5時15分必着（郵送可））

(土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

キ 提出先 (エントリーシートも同様)

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市役所市民子育て部子育て支援課子育て環境推進班

(4) 質問の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問は、質問書(様式8)により受け付けます。

受付期間: 令和5年6月1日(木)から6月30日(金)まで

提出方法: FAX又はメールにて袖ヶ浦市役所市民子育て部子育て支援課子育て環境推進班までお問い合わせください。

※電話でのお問い合わせには一切応じられません。

回答方法: 令和5年7月14日(金)に、市ホームページ(<https://www.city.sodegaura.lg.jp/>)へ回答を掲載します。

問合せ先: FAX 0438-62-3877

メール sode15@city.sodegaura.chiba.jp

(5) 留意事項

ア 接触の禁止

選定に係る職員、本件業務に従事する本市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格になることがあります。

イ 応募数の制限

本件についての応募は、一団体(グループ)につき二案までとします。同じ敷地に2クラブを設置する場合も二案としてカウントします。

ウ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市が認めた場合は、この限りではありません。

エ 応募書類の取扱

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

オ 応募書類の複写

提出された書類は必要に応じ複写します。使用は設置・運営事業者の選定に係る審査のみに限ります。

カ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届(様式9)を提出してください。

キ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

ク 提出書類の取扱・著作権

市が提示する設計図書の著作権は市及び設計者に帰属し、団体の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した団体に帰属します。ただし、奈良輪小学校区放課後児童クラブの設置・運営事業者の選定等において市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

ケ 募集要項の承諾

応募者はエントリーシートの提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

10 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

公募型提案方式により、市民子育て部職員で審査を行い、設置・運営事業者を選定します。

なお、選定に当たっては、応募者の提出書類により審査を行い、審査基準に基づき総合的に審査します。

必要に応じて、面接審査等も行います。面接審査では、応募者によるプレゼンテーションを行い、それに対する質疑を行います。なお、出席は4名までとなります。

※ 面接審査を実施する場合の時間及び場所については、応募者に後日連絡します。

(2) 審査基準

審査項目		配点
① 利用者に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。	ア 平等な利用を図るための具体的な手法	5
② 放課後児童健全育成の目的に照らし、その管理運営を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。	ア 施設の設置目的等への理解	5
	イ 放課後児童クラブの周知や地域交流の具体的な手法	10
	ウ サービスの向上を図るための具体的な手法	25
	エ 利用者の経費負担	5
③ 管理運営を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。	ア 事業計画の内容及び実現の可能性	10
	イ 安定的な運営が可能となる人的能力	20
	ウ 安定的な運営が可能となる財政基盤	10
	エ 類似施設の運営実績	5
④ その他の事項を満たしていること。	ア 個人情報保護	5
	イ 危機管理	10
	ウ その他	10
合 計		120

(3) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合には、無効又は失格となることがあります。

ア 応募書類の提出方法、提出先及び提出期限などが守られなかったとき。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

エ その他、部内で協議の結果、提案内容、提出した書類の内容が著しく不相当と認められるとき。

11 選定結果の通知及び運営開始の手続等

(1) 選定結果の通知・公表

応募者全員に、8月下旬に文書にて通知します。

また、市ホームページ (<https://www.city.sodegaura.lg.jp/>) で公表します。

(2) 運営開始の手続

市は、選定された設置・運営事業者と細目の協議を行い、運営開始に向けて調整を行います。運営開始に当たり、提出が必要な書類は次のとおりです。詳細については選定された設置・運営事業者に提示します。

- ア 放課後児童健全育成事業開始届
- イ 事業概要書
- ウ 放課後児童支援員一覧
- エ 運営規程
- オ 収支予算書
- カ 事業計画書
- キ 年間事業計画書
- ク 児童名簿（4月1日現在）
- ケ 団体の役員名簿
- コ 放課後児童支援員等の経歴書
- サ その他市が必要と認める事項 など

(3) 次点設置・運営事業者との交渉

市は、選定された設置・運営事業者が、交渉の過程において運営の困難性が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、次点の評価点を取得した応募者と協議を行います。

(4) その他

設置・運営事業者が行う施設の管理の適正を期するために市が行う指示に従わないとき、その他設置・運営事業者による管理を継続することが適当でないと認めるときには、運営の取消し、若しくは期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

1 2 情報の公開

応募者の提出書類及び選考結果については、「袖ヶ浦市情報公開条例」に基づき、情報公開請求が提出された場合は、原則として請求に基づき請求者に公開します。

1 3 添付資料

- (1) エントリーシート（様式1）
- (2) 申請書（様式2）
- (3) 事業計画書（様式3）
- (4) 収支予算書（様式4）
- (5) 団体概要書（様式5）
- (6) 役員等に関する事項（様式6）
- (7) 宣誓書（様式7）
- (8) 質問書（様式8）
- (9) 辞退届（様式9）（※応募書類提出後に辞退する際に使用）

(参考1) 袖ヶ浦市放課後児童クラブ運営費等補助金交付要綱

(参考2) 袖ヶ浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(参考3) 袖ヶ浦市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

(参考4) 袖ヶ浦市放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員の配置、保育料その他の基準に関する要綱

14 その他

(1) 課税に関する留意事項

会社等の法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業税、設置・運営事業者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる場合がありますので、市役所課税課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

15 問い合わせ先

袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課子育て環境推進班

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

電話 0438-62-3286

FAX 0438-62-3877

メール sode15@city.sodegaura.chiba.jp